

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた発言があるときは、その発言の内容の概要

イ 法第三十四条の三第三項（法第五十八条において準用する場合を含む。）

ロ 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項

六 理事会の議長が存するときは、議長の氏名（役員のために締結される保険契約）

第八条の三 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項の国土交通省令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 被保険者が保険者との間で保険契約を締結する海運組合等を含む保険契約であつて、当該海運組合等がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該海運組合等に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第八条の四 法第四十一条（法第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第八条の五 法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて

準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 海運組合等が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第四十一条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（電磁的記録）

第八条の六 法第三十八条第三項（法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）及び法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条の七 法第四十三条第四項（法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）及び法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条の八 法第四十三条第六項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

一 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

三 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方針を含む。）

四 総会の議事の経過の要領及びその結果

五 総会に出席した役員の氏名又は名称

（総会又は総代会の招集の承認の申請）

第九条 法第四十四条（法第四十条第五項（法第五十五条第六項及び法第五十八条において準用する場合を含む。）法第五十一条第六項及び法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定により、総会又は総代会の招集の承認を受けようとする組合員等又は総代は、組合員等又は総代の名簿及び組合員等又は総代の総数の五分の一以上の同意を得たことを証する書面を添え、会議の目的たる事項及び申請の理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十条 法第四十七条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする海運組合等は、次の書類を添え、定款の変更しようとする内容を記載した申請書二通を記載した書面

（定款の変更の届出）

第十一条 法第四十九条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする海運組合等は、次の書類を添え、定款の変更しようとする内容を記載した申請書二通を記載した書面

（定款の変更の認可の申請）

第十二条 法第五十二条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする海運組合等は、次の書類を添え、当事者の名称及び合併後の海運組合等の定款の内容を記載した申請書二通を国土交通大臣に提出しなければならない。

（合併の認可の申請）

第十三条 法第五十三条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする海運組合等は、次の書類を添え、定款の変更しようとする内容を記載した申請書二通を記載した書面

（合併の理由を記載した書面）

二 変更を決議した総会又は総代会の議事録の賛成

（賛成）

第十条の二 法第四十七条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、法第三十一条第一項第三号に掲げる事項とする。

二 法第四十七条第四項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定により、定款の変更の届出をしようとする海運組合等は、その旨を記載した届出書二通を、変更を決議した総会又は総代会の議事録の謄本を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

（総会の議事録）

第十条の三 法第四十九条の三（法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

一 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

二 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

三 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方針を含む。）

四 総会の議事の経過の要領及びその結果

五 総会に出席した役員の氏名又は名称

（解散の届出）

第十一条 法第五十二条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の規定により、解散の届出をしようとする海運組合等は、その旨を記載した届出書二通を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該解散が総会の決議によるときは、当該総会の議事録の謄本を添えるものとする。

（解散の認可の申請）

第十二条 法第五十二条第二項（法第五十八条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする海運組合等は、次の書類を添え、当事者の名称及び合併後の海運組合等の定款の内容を記載した申請書二通を国土交通大臣に提出しなければならない。

（合併の理由を記載した書面）

二 合併の理由及び経過を記載した書面

三 合併を決議した各海運組合等の総会の議事録の謄本

（合併後の組合員等の名簿）

四 合併後の組合員等の名簿

五 合併によって海運組合等を設立する場合にあつては、合併後の海運組合等の役員となる者の氏名、住所及び略歴を記載した書面

六 合併によつて海運組合等を設立する場合にあつては、その定款が法第五十四条第一項の規定による設立委員によつて共同して作成されたものであることを証する書面

（財産目録）

第六十二条の二 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

一 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清算をする海運組合等の会計帳簿について、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

二 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

三 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

（清算開始時の貸借対照表）

第十二条の三 法第五十五条（法第五十八条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

二 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一七年一月二〇日国土交通省令第一号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 （令和三年三月一日国土交通省令第七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （令和三年三月一日国土交通省令第七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （令和二年一二月一三日国土交通省令第五三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p>
<p>附 則 （令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p>	<p>附 則 （令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>この省令は、令和三年九月一日から施行する。</p>	
<p>第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下</p>		

<p>〔改正法〕 という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 （令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
---	--